## 第48号議案

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成20年亀岡市条例第15号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成20 年亀岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「亀岡市追分町谷筋1番地6先から同8番地4先まで」 を「亀岡市追分町谷筋1番6先から亀岡市亀岡駅北一丁目100番 3先まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例案要綱

1 自由通路等の位置を次のとおり改正すること。

現行	亀岡市追分町谷筋1番地6先から同8番地4先まで
改正後	亀岡市追分町谷筋1番6先から亀岡市亀岡駅北一丁目100 番3先まで

2 この条例は、公布の日から施行すること。